

特定非営利活動法人山形ストリートダンス協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人山形ストリートダンス協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山形県山形市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対して、ダンスを通して文化や芸術に関する事業や健康づくりに関する事業を行い、多様な文化、芸術の振興及び地域コミュニティの形成、子どもの健全育成を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の推進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) ストリートダンスのイベント・大会の開催事業
- (2) ストリートダンス選手の育成・強化事業
- (3) ストリートダンス教室の開催事業
- (4) 会員の交流・親睦・情報提供の促進事業
- (5) 前各号以外に、第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込む

ものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(提出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の提出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長とする。副理事長は3人まで置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の4分の3以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印し

なければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2項1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して

行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 鈴木 ゆみ子

副理事長 高村 友彦

副理事長 笹原 竜馬

副理事長 加藤 聖

理事 佐藤 将崇

監事 高橋 由美

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 9 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 9 月 30 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 5,000 円

正会員会費 60,000 円 (1 年間分)

(2) 賛助会員入会金 3,000 円

賛助会員会費 36,000 円 (1 年間分)

役員名簿

特定非営利活動法人山形ストリートダンス協会

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	鈴木 ゆみ子		無
副理事長	高村 友彦		無
副理事長	笹原 竜馬		無
副理事長	加藤 聖		無
理事	佐藤 将崇		無
監事	高橋 由美		有

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近年、ダンスは、イメージをとらえた表現や踊りを通じた交流を通して仲間とのコミュニケーションを豊かにすることを重視する運動で、イメージをとらえて自己を表現したりすることを楽しさや喜びを味わうことのできる運動として、小中学校では必修化されています。また、リズム感や柔軟性、瞬発力などさまざまな身体能力を養うことができたり、表現の自由度が高いため、誰もが自分らしさを表現し自己肯定感や創造性を育む手助けになります。

さらに、2024年のパリオリンピックでは、ストリートダンスの一つであるブレイキン（ブレイクダンス）が導入されたことにより、SNS等でも広く周知され、日本人がメダルを獲得したこともあり、ストリートダンスが市民にとっても身近な存在であり興味を引き出しやすいものとなりました。仲間と協力しながら練習や大会等でパフォーマンスを行うことも、チームワークやコミュニケーションスキルの学びの場になり仲間同士が協力し共に達成感を得られる場になります。

しかしながら、山形県には、ストリートダンスの普及や活動を支える機関がなく、各ダンススタジオの講師がそれぞれでレッスンやイベント、発表会を開催し、ダンスを頑張っている子ども達にダンスの魅力を伝えたり、学校からのダンス指導の依頼を受託してきました。

今回法人化するに至った経緯は、実践してきた活動や事業をさらに地域に定着させ、継続的に推進していくことと、行政や関連団体との連携を深めていく必要があることの観点から、社会的にも認められた公的な組織にしていくことが最良の策であると考えたからです。また、当団体の活動が営利目的ではなく、多くの市民の方々に参画していただくことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考えました。

法人化することによって、組織を発展、確立することができ、将来的に青少年の健全育成やダンス文化の振興、健康づくり、地域コミュニティの形成に関わるさまざまな事業を県域全体にわたって展開することができるようになり、地域社会に広く貢献できると考えます。

2 申請に至るまでの経過

平成21年頃から、この法人の役員となる鈴木ゆみ子、高村友彦、笹原竜馬、加藤聖は、小中学校の体育ダンス指導、中学高校の部活動リズムトレーニング指導、障がいのある方のダンスレッスン、各各局のイメージダンス振付、高齢者の為のダンス指導と地域住民にダンスレッスンを行ってきた。

令和3年6月 山形県総合文化芸術館オープニング事業「ストリートダンスの日」の実行委員会を受託。

令和6年2月 山形県総合文化芸術館「やまがたストリートダンスの日」の2024実行委員会を受託。

令和6年5月 会員間で法人化の意思確認

令和6年10月 法人設立のための設立準備会開催

令和7年6月 設立総会開催

令和7年6月30日

特定非営利活動法人山形ストリートダンス協会
設立代表者 住所

氏名 鈴木 ゆみ子

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和8年9月30日まで

特定非営利活動法人山形ストリートダンス協会

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、開設準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
(1) ストリートダンスのイベント・大会の開催事業	① 競技大会を開催 チームダンス、ソロダンス、バトルの各小学生、中高生、成人に分けて審査員が評価をする。 ② 発表会を個人やチームでダンスを披露する。	① (A) 年2回(10月と2月に行う。) (B) やまぎんホール (C) 10人 ② (A) 年1回(10月に行う) (B) やまぎんホール (C) 10人	① (D) ダンスに興味がある市民(小学生～成人)の方 (E) 100人 ② (D) プロ、アマ問わずダンスを楽しんでいる方 (E) 200人	① 640千円 ② 5,000千円
(2) ストリートダンス選手の育成・強化事業	各ダンスジャンルの講師を招いて基礎から上級レベルまでの勉強会	(A) 年1回(8月に行う) (B) やまぎんホール (C) 5人	(D) プロ、アマ問わずダンスを楽しんでいる方 (E) 100人	390千円
(3) ストリートダンス教室の開催事業	当協会の会員であるダンス指導者が小中学校の教員向けにダンス勉強会を開催する	(A) 年6回(7月と8月に月3回で行う。) (B) やまぎんホール (C) 5人	(D) 体育科、またはダンス指導をする小中学校の教員	0千円

			(E) 100 人	
(4) 会員の交流・親睦・情報提供の促進事業	当協会の会員であるダンス指導者のスキルアップを図る為の練習会を開催する。	(A) 年 1 回 (2 月に行う。) (B) やまぎんホール (C) 5 人	(D) ストリートダンス協会の会員 (E) 10 人	30 千円
(5) 前各号以外に、第 3 条の目的を達成するために必要な事業	地域でストリートダンス活動の実施を検討している他の団体を支援するため、電子メールの利用による助言窓口を開設する。	・本事業年度は実施予定なし	—	—

令和8年度の事業年度の事業計画書

令和8年10月01日から令和9年9月30日まで

特定非営利活動法人山形ストリートダンス協会

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目指す。
- ・前事業年度に発足させたホームページの開設準備委員会の検討については、検討結果を通常総会に付議できるように議論を進める。事業年度内の設を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
(1) ストリート ダンスのイ ベント・大会 の開催事業	①競技大会を開催 チーム ダンス、ソロダンス、バト ルの各小学生、中高生、成 人に分けて審査員が評価 をする。 ②発表会を個人やチームで ダンスを披露する	① (A) 年2回(10月と2月に 行う。) (B) やまぎんホール (C) 10人 ② (A) 年1回(10月に行 う。) (B) やまぎんホール (C) 10人	① (D) プロ、ア マ問わず ダンスを 楽しんで いる方 (E) 100人 ② (D) プロ、ア マ問わず ダンスを 楽しんで いる方 (E) 200人	① 640千円 ② 4,980千円
(2) ストリート ダンス選手 の育成・強化 事業	各ダンスジャンルの講師を 招いて基礎から上級レベル までの勉強会	(A) 年1回(8月に行う。) (B) やまぎんホール (C) 5人	(D) プロ、ア マ問わず ダンスを 楽しんで いる方 (E) 100人	390千円
(3) ストリート ダンス勉強 会の開催事 業	当協会の会員であるダンス 指導者が小中学校の教員向 けにダンス勉強会を開催す る	(A) 年6回(7月と8月に 月3回で行う。) (B) やまぎんホール (C) 5人	(D) 体育科、 またはダ ンス指導 を担当す る小中学 校の教員 (E) 100人	0千円

(4) 会員の交流・親睦・情報提供の促進事業	当協会の会員であるダンス指導者のスキルアップを図る為の勉強会を開催する	(A)年1回(2月に行う。) (B)やまぎんホール (C)5人	(D)ストリートダンス協会の会員 (E)10人	30千円
(5) 前各号以外に、第3条の目的を達成するために必要な事業	地域でストリートダンス活動の実施を検討している他の団体を支援するため、電子メールの利用による助言窓口を開設する。	(A)ホームページの開設後、随時実施する。 (B)主たる事務所 (C)3人	(D)助言を希望する団体 (E)10団体	20千円

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和8年9月30日まで

特定非営利活動法人山形ストリートダンス協会
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	390,000		
賛助会員受取会費	156,000		
.....	0	546,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
.....	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
.....	0	0	
4. 事業収益			
ストリートダンス大会の開催事業	5,650,000		
ストリートダンス選手の育成強化事業	420,000		
ストリートダンス教室の開催事業			
会員の交流親睦情報提供推進事業	30,000		
.....	0	6,100,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....	0	0	
経常収益計			6,646,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	140,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	100,000		
人件費計	240,000		
(2) その他経費			
会議費	80,000		
旅費交通費	335,000		
施設等評価費用	3,295,000		
外注費	1,000,000		
諸謝金	950,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....	0		
その他経費計	5,660,000		
事業費計		5,900,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	120,000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	10,000		
人件費計	130,000		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	10,000		
施設等評価費用	20,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....	0		
その他経費計	30,000		
管理費計		160,000	
経常費用計			6,060,000
当期経常増減額			586,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
.....		0	

經常外費用計	0
当期正味財産増減額	586,000
設立時正味財産額	0
次期繰越正味財産額	586,000

令和8年度 活動予算書

令和8年10月01日から令和9年09月30日まで

特定非営利活動法人山形ストリートダンス協会

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	360,000		
賛助会員受取会費	144,000		
.....	0	504,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
.....	0		
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
.....	0		
4. 事業収益			
ストリートダンス大会の開催事業	5,650,000		
ストリートダンス選手の育成強化事業	420,000		
ストリートダンス教室の開催事業			
会員の交流親睦情報提供推進事業	30,000		
.....	0	6,100,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....	0	0	
経常収益計			6,604,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	140,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	100,000		
人件費計	240,000		
(2) その他経費			
会議費	80,000		
旅費交通費	335,000		
施設等評価費用	3,295,000		
外注費	1,000,000		
諸謝金	950,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....	0		
その他経費計	5,660,000		
事業費計		5,900,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	120,000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	10,000		
人件費計	130,000		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	10,000		
施設等評価費用	20,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....	0		
その他経費計	30,000		
管理費計		160,000	
経常費用計			6,060,000
当期経常増減額			544,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
.....		0	

経常外費用計			0
当期正味財産増減額			544,000
前期繰越正味財産額			586,000
次期繰越正味財産額			1,130,000